

I C カード乗車券取扱規則

制定 平成 19. 4. 27 - 営業部達第 4 号
最終制定 平成 30. 3. 28 - 営業部達第 53 号

目次

- 第1編 総則（第1条—第10条）
- 第2編 I C S F 乗車券、I C 定期乗車券及びI C企画乗車券
 - 第1章 発売（第11条—第13条）
 - 第2章 運賃（第14条—第16条の2）
 - 第3章 効力（第17条—第21条）
 - 第4章 再発行・交換（第22条—第25条）
 - 第5章 払戻し（第26条）
 - 第6章 特殊取扱い（第27条—第29条）
 - 第7章 I C カードの相互利用（第30条—第32条）
- 第3編 雜則（第33条）

附則

第1編 総則

（目的）

第1条 この規則は、東京地下鉄株式会社（以下「当社」という。）における、I C カード乗車券による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 当社において旅客の運送等を行う I C カード乗車券は、この規則の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、一体型P A S M Oについて次の各号に定める取扱いは行わない。

- (1) 第11条（発売）ただし、旅客が所持する一体型P A S M Oに定期乗車券、又は企画乗車券情報の機能付加の申出があった場合は、第11条第2項及び第3項に定める手続に則り当該P A S M Oに定期乗車券、又は企画乗車券の機能を付加するものとする。
- (2) 第18条第2項（再印字）、ただし前号により付加された乗車券に関する再印字を請求された場合は取扱う。
- 3 この規則が改正された場合、以後の I C カード乗車券による旅客の運送等については、改正された規則の定めるところによる。
- 4 この規則に定めのない事項については、法令、当社の旅客営業規程（平成19年4月営業部達第3号。以下「営業規程」という。）、企画乗車券取扱規則（平成29年3月営業部達第42号）、株式会社パスモが定めるP A S M O取扱規則等の定めるところによる。

（用語の意義）

第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「I C カード乗車券」とは、株式会社パスモが発行するP A S M Oを媒体とする乗車券等をいう。
- (2) 「I C 取扱事業者」とは、別表第1に規定する事業者をいう。
- (3) 「I C 鉄道事業者」とは、別表第1に規定するI C 取扱事業者のうち鉄道事業者をいう。
- (4) 「S F」とは、専ら旅客運賃の支払いや乗車券類との引換えに充当する、I C カード乗車券に記録された金銭的価値をいう。
- (5) 「I C S F 乗車券」とは、S Fにより旅客の運送等に供する I C カード乗車券をいう。
- (6) 「無記名P A S M O」とは、券面に使用者の記名を行わない、持参人1名の使用に供する I C カード乗車券をいう。
- (7) 「記名P A S M O」とは、券面に使用者の記名を行い、かつP A S M Oに使用者の氏名を記録した、記名人本人の使用に供する I C カード乗車券をいう。
- (8) 「一体型P A S M O」とは、株式会社パスモが、同事業者以外の者（以下「提携先」という。）と提携し、提携先のサービス機能と一体となった媒体で発行する記名P A S M Oをいう。
- (9) 「大人用P A S M O」とは、大人の使用に供する記名P A S M Oをいう。
- (10) 「小児用P A S M O」とは、小児の使用に供するものであって券面に小児の表示を行った記名P A S M Oをいう。
- (11) 「I C 定期乗車券」とは、I C 鉄道事業者の定期乗車券の機能を記名P A S M Oに付加した I C カード乗車券をいう。
- (12) 「I C企画乗車券」とは、I C 鉄道事業者が旅客営業規程等に定める旅客運賃の割引を行う乗車券（以下、「企画乗車券」という。）の機能をP A S M Oに付加した I C カード乗車券をいう。
- (13) 「チャージ」とは、I C カード乗車券に入金することをいう。
- (14) 「デポジット」とは、返却することを条件に、株式会社パスモが收受するP A S M Oの使用権の代価をいう。
- (15) 「改札機等」とは、I C カード乗車券の改札を行う機器をいう。
- (16) 「精算機等」とは、I C カード乗車券の精算及びチャージを行う機器をいう。
- (17) 「最低運賃相当額」とは、第6条第2項に規定する普通旅客運賃で、当該乗車駅から隣接駅までの区間にに対して適用される最も低額な運賃に相当する額をいう。
- (18) 「乗継駅」とは、別表第2に規定する接続駅をいう。
- (19) 「乗換駅」とは、営業規程第83条第1項の乗換駅をいう。

（契約の成立及び適用規定）

第4条 ICカード乗車券による旅客運送の契約は、駅において乗車の際に改札機等による改札を受けたときに旅客と当社の間において成立する。

2 前項にかかわらず、IC定期乗車券又はIC企画乗車券による旅客運送の契約は、その定期乗車券又は企画乗車券を発売したときには成立する。

3 前各項の規定によって契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。

(使用方法及び制限事項)

第5条 ICカード乗車券を使用して乗車するときは、改札機等による改札を受けて入場し、同一のICカード乗車券により改札機等による改札を受けて、出場しなければならない。

2 出場時にS F残額が減額する運賃相当額に満たないときは、精算機等において不足額を支払い、出場するものとする。

3 ICカード乗車券のS Fを使用して定期乗車券、別のPASMO、当社が別に定める乗車券等との引換えはできない。

4 入場時に使用したICカード乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該ICカード乗車券で再び入場することはできない。

5 次の各号のいずれかに該当するときは、ICカード乗車券を直接改札機等で使用できないことがある。

(1) 入場時にS F残額が当該駅の最低運賃相当額に満たないとき。

(2) 旅客が、出場時に改札機等で旅客運賃の減額ができない経路を乗車したとき。

(3) ICカード乗車券の破損、改札機等の故障又は、停電等により改札機等によるICカード乗車券の内容の読み取りが不能となったとき。

(4) 記名PASMO又は当社が別に定める無記名PASMOにおいては改札機等での入場、出場、S Fの使用、定期乗車券の使用、企画乗車券の使用又はS Fのチャージのいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、株式会社パスモが別に定める期間これらの取扱いが行われなかったとき。

(5) 一体型PASMOにおいては、提携先の都合により当該PASMOが使用できない状態となったとき又は有効期限が終了したとき。

6 ICカード乗車券を使用して、乗車以外の目的で駅に入出場することはできない。

7 IC定期乗車券又はIC企画乗車券の券面表示区間内の駅を発駅又は着駅とする他の乗車券と併用することができる。この場合は、第1項に規定する使用方法と同様の取扱いを受けたこととみなす。

8 記名PASMOは、当該記名PASMOに記録された記名人本人以外が使用することはできない。

9 小児用PASMOは、有効期限終了後は使用することができない。

10 偽造、変造又は不正に作成されたICカード乗車券、S F、定期乗車券又は企画乗車券の機能を使用することはできない。

(運賃)

第6条 この規則における普通旅客運賃は、前条第1項の定めにより乗車した場合に適用する運賃をいう。

2 前項に定める普通旅客運賃のうち、大人片道普通旅客運賃は、旅客の乗車する発着区間のキロ程により、次によって区分した1円単位運賃とする。

1区 1キロメートルから 6キロメートルまで 165円

2区 7キロメートルから 11キロメートルまで 195円

3区 12キロメートルから 19キロメートルまで 237円

4区 20キロメートルから 27キロメートルまで 278円

5区 28キロメートルから 40キロメートルまで 308円

ただし、綾瀬・北千住間相互発着となる場合及び目黒・白金高輪間相互発着となる場合は、キロ程によらず、次の各号のとおりとする。

(1) 綾瀬・北千住間相互発着となる場合 133円

(2) 目黒・白金高輪間相互発着となる場合 165円

3 旅客が前条第1項に定める使用方法によらず乗車した場合であっても、当社が特に認めた場合は、前項に定める普通旅客運賃を適用することがある。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、営業規程に定める普通旅客運賃を適用する。

(1) 前条第7項の規定により他の乗車券を併用した場合で、営業規程に定める乗車券で旅行を開始した場合

(2) 前条第7項の規定により他の乗車券を併用した場合で、併用した乗車券について営業規程第131条第2項に定める取扱いを行った場合

4 第2項による大人片道普通旅客運賃は、別表第3のとおりとする。

(小児片道普通旅客運賃)

第6条の2 小児片道普通旅客運賃は、大人片道普通旅客運賃を折半し、1円未満の端数を切り捨てた額とする。

(消費税課税の運賃)

第6条の3 この規則に規定する運賃については、消費税法（昭和63年法律第108号）の定めによる消費税相当額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の定めによる地方消費税相当額を含んだ額とする。

(個人情報の取扱い)

第7条 記名PASMOに係る個人情報の取扱いは、PASMO取扱規則の定めるところによる。

(旅客の同意)

第8条 旅客は、この規則及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとする。

(取扱区間)

第9条 当社におけるICカード乗車券の取扱いは、営業規程第3条第1号に規定する当社線とする。

(制限又は停止)

第10条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため、当社が必要であると認めたときは、次に掲げる制限又は停止をすることがある。

- (1) 発売又は再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限又は停止
 - (2) 乗車区間、乗車経路、乗車方法又は乗車する列車の制限
- 2 前項のサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負わない。

第2編 ICSF乗車券、IC定期乗車券及びIC企画乗車券

第1章 発売

(発売)

第11条 PASMOはPASMO取扱規則の定めにより駅等で発売する。ただし、記名PASMOの購入を希望する旅客がICカード乗車券を処理する機器により、PASMO購入申込書（様式第1号。以下「購入申込書」という。）に記載すべき事項を入力した場合は、購入申込書の提出を省略し発売することができる。

- 2 旅客がPASMOに定期乗車券の購入を申し込む場合、購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、営業規程に定める定期乗車券を発売する。ただし、定期乗車券の購入を希望する旅客がICカード乗車券を処理する機器により、購入申込書に記載すべき事項を入力した場合は、購入申込書の提出を省略し発売することができる。
- 3 旅客がPASMOに企画乗車券の購入を希望する場合は、企画乗車券取扱規則に定める企画乗車券を発売する。
- 4 第2項及び第3項の定めにより発売する場合、大人の使用に供するものは大人用PASMOに、小児の使用に供するものは小児用PASMOにその機能を付加する。なお、第2項により発売する定期乗車券の機能を無記名PASMOに付加するときは、当該無記名PASMOを記名PASMOに変更する場合に限り取扱う。
- 5 第1項、第2項及び第4項にかかわらず、実習用通学定期乗車券の発売はしない。
(チャージ)

第12条 ICカード乗車券は、PASMO取扱規則の定めによりICカード乗車券を処理する機器によりチャージすることができる。

- 2 ICSF乗車券を使用して乗車し、出場時にSF残額が減額する運賃相当額に満たない場合及びIC定期乗車券又はIC企画乗車券を使用して乗車し出場時に精算が生じ、かつSF残額が減額する運賃相当額に満たない場合は、その不足額を精算機等によりチャージすることができる。
- 3 前項の場合、その不足額に10円未満の端数があるときは、これを10円単位に切り上げた額とする。
(SF残額の確認)

第13条 ICカード乗車券のSF残額は、ICカード乗車券を処理する機器により確認することができる。

- 2 ICカード乗車券のSF残額履歴の表示又は印字はPASMO取扱規則の定めにより、ICカード乗車券の処理を行う機器により行うことができる。
- 3 前各項にかかわらず、次の各号に定める場合は表示又は印字による確認はできないものとする。
 - (1) 出場処理がされていないSF残額履歴
 - (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴
 - (3) 第22条又は第23条の規定によりPASMOを再発行したときの再発行前のSF残額履歴
 - (4) 第24条の規定によりPASMOを交換したときの交換前のSF残額履歴
- 4 当社においては、PASMO取扱規則の定めにかかわらず、第1項及び第2項に定めるSF残額及びSF残額履歴のほか、最近のSF残額履歴から100件までさかのぼって確認することができる。この場合、前項第3号及び第4号にかかわらず、第22条又は第23条の規定によりPASMOを再発行したときの再発行前のSF残額履歴及び第24条の規定によりPASMOを交換したときの交換前のSF残額履歴を確認することができる。ただし、次の各号に定める場合は表示又は印字による確認はできない。
 - (1) 出場処理がされていないSF残額履歴
 - (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴
 - (3) 26週間を経過したSF残額履歴
 - (4) 第22条又は第23条の規定によりPASMOを再発行した当日における再発行前のSF残額履歴
 - (5) 第24条の規定によりPASMOを交換した当日における交換前のSF残額履歴

第2章 運賃

(ICSF乗車券における運賃の減額)

第14条 旅客がICSF乗車券を使用して乗車する場合、出場時に当該乗車区間にに対する大人片道普通旅客運賃をSF残額から減額する。ただし、小児用PASMOにあっては、小児片道普通旅客運賃を減額する。

- 2 当社の駅発着となる場合で、当該発着区間に他のIC鉄道事業者を含む場合であっても、特に認めた場合を除き、全線当社線を使用したものとみなして、片道普通旅客運賃を受取る。
- 3 乗換駅を経由して着駅で出場する場合は、発着区間の片道普通旅客運賃相当額と当該乗換駅における収受額とを比較し、不足額は収受し過剰額は払戻しをしないものとする。
(IC定期乗車券又はIC企画乗車券における運賃の減額)

第14条の2 旅客がIC定期乗車券又はIC企画乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場する場合の取扱いは次の各号の定めるとおりとする。

- (1) 有効期間内で券面表示区間内から入場した後、券面表示区間外の任意の駅まで乗車し出場する場合は、別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を減額する。
- (2) 有効期間内で券面表示区間外から入場した後、券面表示区間内の任意の駅まで乗車し出場する場合は、別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を減額する。

(3) 有効期間内で券面表示区間外の駅相互間を乗車する場合は、実際乗車区間の別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を合算した額、又は片道普通旅客運賃を減額する。

(4) 券面表示の有効期間の開始日前若しくは有効期間の満了日の翌日以降において乗車する場合は、実際乗車区間の片道普通旅客運賃を減額する。

(当社を含む I C 鉄道事業者相互間を乗車する場合の運賃の減額)

第15条 旅客が I C S F 乗車券を使用して入場した後、各 I C 鉄道事業者の定める取扱区間内を連続して乗車する場合、出場時に減額する旅客運賃は、実際に乗車した経路に基づき、各 I C 鉄道事業者で定める大人片道普通旅客運賃の計算方による運賃の合算額とする。また、小児用 P A S M O の S F から減額する旅客運賃にあっては、各 I C 鉄道事業者で定める小児片道普通旅客運賃の合算額とする。

2 旅客が I C 定期乗車券又は I C 企画乗車券を使用して入場した後、各 I C 鉄道事業者の定める取扱区間内を連続して乗車し、出場する場合の取扱いは前条の規定を準用する。

3 前各項の規定にかかわらず、改札機等での旅客運賃の減額は、入場した駅から 4 社局以内の各 I C 鉄道事業者の定める取扱区間内を連続して乗車した場合に限る。ただし、5 社局以上を連続して乗車した場合であっても、4 社局以内を連続して乗車できる経路がある場合には、4 社局以内を連続して乗車したものとみなして運賃を減額する。

4 前各項の規定にかかわらず、乗車経路が特定できない場合は、実際に乗車した経路と異なる経路を乗車したものとみなして運賃を減額することがある。

5 I C 鉄道事業者が規定する旅客運賃に割引を適用する区間を乗車する場合は、出場時に当該区間の片道普通旅客運賃から割引額を減じた額を減額する。ただし、同一 I C 鉄道事業者の割引適用区間が重複する場合にあっては、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 割引額が異なる場合には、旅客運賃が低廉となる割引を適用する。

(2) 割引額が同一の場合には、乗車経路において最初に発生する割引を適用する。

6 旅客は2以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。
(身体障害者割引及び知的障害者割引)

第16条 当社が別に定める身体障害者旅客運賃割引基準(平成19年4月営業部達第20号)又は知的障害者旅客運賃割引基準(平成19年4月営業部達第22号)により割引を受けようとする旅客が I C カード乗車券による乗車の意思を表示したときは、当社線内を利用する場合に限り、I C S F 乗車券による乗車では当該区間の片道普通旅客運賃、I C 定期乗車券又は I C 企画乗車券による乗車では第14条の2の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、又は実際乗車区間の片道普通旅客運賃からそれぞれ5割引した額を減額する。

2 前項にかかわらず、各 I C 鉄道事業者相互間を乗車した場合は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 実際に乗車した経路に基づき、各 I C 鉄道事業者で定める I C カード乗車券取扱規則により運賃を減額する。

(2) 2以上の旅客運賃が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。

3 前各項の取扱いは、第5条第1項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に係員に身体障害者手帳又は療育手帳を呈示するものとする。
(身体障害者割引運賃及び知的障害者割引運賃の端数処理)

第16条の2 前条第1項の規定により割引の運賃を減額する場合、1円未満の端数があるときは、1円未満の端数を切り捨てた額とする。

第3章 効力

(効力)

第17条 I C カード乗車券取扱区間内において、I C S F 乗車券を使用して乗車する場合、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 当該乗車区間において、片道1回の乗車に限り有効なものとする。この場合、I C S F 乗車券1枚をもって1人が使用することができる。なお、無記名 P A S M O から大人片道普通旅客運賃を減額することを承諾して使用する場合には、小児1人が使用することができる。

(2) 入場後は、当日限り有効とする。

(3) 途中下車の取扱いはしない。

(4) 乗継駅及び乗換駅では、S F 残額が発駅からの片道普通旅客運賃に満たない場合、当該乗継駅又は乗換駅での出場ができない。

(5) 乗継駅及び乗換駅では、出場から再入場までの時間が30分を超えた場合、乗継及び乗換の取扱いをしない。

2 P A S M O に発売された定期乗車券及び企画乗車券については、当社の営業規程等の定めるところによる。ただし、S F をチャージした I C 定期乗車券及び I C 企画乗車券の券面表示区間外又は券面表示の有効期間の開始日前若しくは有効期間の満了日の翌日以降において乗車する場合は、前項を適用する。

(再印字)

第18条 I C カード乗車券は、その券面に表示すべき事項(以下「券面表示事項」という。)が不明となったときは、使用してはならない。

2 前項の場合、P A S M O 取扱規則、当社の営業規程等の定めるところにより、速やかに当該P A S M O を当社に差し出して、券面表示事項の再印字を請求しなければならない。

(記名 P A S M O の個人情報変更)

第19条 改氏名等により、記名 P A S M O を所持する旅客の個人情報と記名 P A S M O に記録された個人情報に相違が生じた場合、当該記名 P A S M O を使用してはならない。

2 前項の場合、旅客は速やかに当社が定める申込書及び当該記名 P A S M O を当社に差し出して、個人情報変更の請求をしなければならない。この場合の取扱いは P A S M O 取扱規則の定めによる。

(無効となる場合)

第20条 ICカード乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となったICカード乗車券の取扱いはPASMO取扱規則の定めによる。

- (1) 旅行開始後のICカード乗車券を他人から譲り受けた場合
- (2) 係員の承諾なく改札機等による改札を受けずに入出場した場合、又はIC定期乗車券及びIC企画乗車券の券面表示区間外の区間を乗車し、係員の承諾を受けずに出場した場合
- (3) 記名PASMOを記名人以外の者が使用した場合
- (4) 券面表示事項が不明となったICカード乗車券を使用した場合
- (5) 使用資格、氏名、生年月日、性別、電話番号を偽って購入した小児用PASMOを使用した場合
- (6) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合
- (7) 当社の営業規程に定める、乗車券が無効となる事項に該当する場合
- (8) 偽造、変造又は不正に作成されたICSF乗車券又はSFを使用した場合
- (9) 旅客の故意又は重大な過失によりICカード乗車券が障害状態となったと認められる場合
- (10) その他不正乗車の手段として使用した場合

(不正使用に対する旅客運賃・増運賃の収受)

第21条 前条各号のいずれかに該当した場合、営業規程の定めにより收受する。

第4章 再発行・交換

(紛失再発行)

第22条 ICSF乗車券の紛失再発行の取扱いは、PASMO再発行・払いもどし・定期乗車券消去申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）の提出を受け、PASMO取扱規則の定めるところにより行う。

2 IC定期乗車券又はIC企画乗車券の紛失再発行の取扱いをする場合は、旅客から当社が定める申請書の提出を受けた後、次の各号の条件を満たす場合に限って使用停止措置と、紛失再発行整理票（様式第3号）を交付する。ただし、再発行する当日において定期乗車券又は企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。

- (1) 申請書を提出するときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。
- (2) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報が株式会社パスモのシステムに登録されていること。
- 3 前項により使用停止措置を行った当該IC定期乗車券又はIC企画乗車券は、旅客が紛失再発行整理票発行日の翌日から14日以内に次の第1号から第3号の条件を満たした上、再発行を請求した場合に限って、当該IC定期乗車券又はIC企画乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号のIC定期乗車券又はIC企画乗車券を再発行する。また、一体型PASMOにおいては、次の第1号から第5号の条件を満たした場合に限って、IC定期乗車券又はIC企画乗車券の機能を再発行する。この場合、紛失再発行整理票発行日の翌日から取り扱うが期間は問わない。
- (1) 公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該IC定期乗車券又はIC企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。
- (2) 再発行するPASMOに付加されている定期乗車券又は企画乗車券が当社で発売したものであること。
- (3) 旅客が前項により発行された再発行整理票を提出すること。
- (4) 旅客が株式会社パスモ及び提携先より交付された再発行用の媒体を持参すること。
- (5) 旅客が株式会社パスモからの再発行用の媒体にかかる通知を呈示すること。

4 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行するIC定期乗車券又はIC企画乗車券1枚につき紛失再発行手数料510円を現金で收受する。なお、デポジットの取扱い及び記名PASMOの紛失再発行手数料はPASMO取扱規則の定めによる。

5 第2項により使用停止措置を行った一体型PASMOを使用していた旅客が、再発行整理票発行日の翌日以降に、定期乗車券又は企画乗車券の再発行を請求した場合、次の各号に定める条件を満たした場合に限り再発行を行う。

- (1) 定期乗車券については、一体型PASMO代用磁気定期乗車券発行申請書（様式第4号）を提出し、第3項第1号から第3号の条件を満たした上、ICカード乗車券以外の媒体により定期乗車券の機能のみを再発行する。
- (2) 企画乗車券については、第3項第2号及び第3号の条件を満たした上、ICカード乗車券以外の媒体により企画乗車券の機能のみを再発行する。
- (3) 前各号により再発行した定期乗車券又は企画乗車券の取扱いは本規則によらないものとする。
- (4) 第1号及び第2号により、定期乗車券又は企画乗車券を再発行した場合、第3項による再発行の取扱いを行った後には、定期乗車券又は企画乗車券の機能を再発行しない。

6 当該IC定期乗車券又はIC企画乗車券の使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、紛失したIC定期乗車券又はIC企画乗車券が発見された場合に、当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。

7 第2項から第4項までの取扱いを行った後に、紛失したIC定期乗車券又はIC企画乗車券が発見された場合で、株式会社パスモがIC定期乗車券又はIC企画乗車券のデポジットを收受している場合、デポジットの取扱いはPASMO取扱規則の定めによる。

(障害再発行)

第23条 ICSF乗車券の障害再発行の取扱いは、申請書の提出を受け、PASMO取扱規則の定めるところにより行う。

2 IC定期乗車券又はIC企画乗車券の障害再発行の取扱いを行う場合は、旅客から当社が定める申請書の提出を受け、かつIC定期乗車券又はIC企画乗車券を呈示したときに、障害再発行整理票（様式第5号）を交付する。ただし、再発行する当日において定期乗車券又は企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。

3 前項により障害再発行整理票が発行された当該 I C 定期乗車券又は I C 企画乗車券は、旅客が障害再発行整理票発行日の翌日から 14 日以内に次の第 1 号から第 4 号の条件を満たした上、再発行を請求した場合に限って、当該 I C カード乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の I C カード乗車券を再発行する。また、一体型 P A S M O においては、次の第 1 号及び第 3 号から第 7 号の条件を満たした場合に限って、I C 定期乗車券又は I C 企画乗車券の機能を再発行する。この場合、障害再発行整理票発行日の翌日から取り扱うが、期間は問わない。

- (1) 旅客が前項により発行した障害再発行整理票を提出すること。
- (2) 旅客が当該 I C 定期乗車券又は I C 企画乗車券を提出すること。
- (3) 再発行する P A S M O に付加されている定期乗車券又は企画乗車券が当社で発売したものであること。
- (4) 旅客が定期乗車券又は企画乗車券の効力にかかる帳票の発行を受けた場合には、これを提出すること。
- (5) 旅客が当該 I C 定期乗車券又は I C 企画乗車券を呈示すること。
- (6) 旅客が株式会社パスモ及び提携先より交付された再発行用の媒体を持参すること。
- (7) 旅客が障害状態となった当該一体型 P A S M O と株式会社パスモからの再発行用の媒体にかかわる通知を呈示すること。

4 当該 I C 定期乗車券又は I C 企画乗車券の障害再発行の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、当該 I C 定期乗車券又は I C 企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。

5 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由のいかんを問わず再発行の取扱いを行わない。この場合において株式会社パスモが当該 I C S F 乗車券のデポジットを收受している場合、デポジットの取扱いは P A S M O 取扱規則の定めによる。

- (1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合
- (2) 旅客の故意又は重大な過失により I C 定期乗車券又は I C 企画乗車券が障害状態となったと認められ、第 20 条第 9 号により無効となった場合
(P A S M O の交換及び移替え)

第 24 条 当社及び株式会社パスモの都合により、旅客が使用している P A S M O を、当該 P A S M O 裏面に刻印されたものと異なるカード番号の P A S M O に予告なく交換することがある。なお、一体型 P A S M O においては提携先の都合による場合を含む。

2 一体型 P A S M O を使用する旅客が、有効期限の到来又は登録されている個人情報の変更等により一体型 P A S M O の交換をする場合の取扱いは、P A S M O 取扱規則の定めにより、株式会社パスモ及び提携先から交換用の一体型 P A S M O の交付を受け、当社に、現在使用している一体型 P A S M O と当該交換用の一体型 P A S M O を持参し、かつ、株式会社パスモからの交換用の一体型 P A S M O にかかわる通知を呈示し、I C 定期乗車券又は I C 企画乗車券の機能を当該交換用の一体型 P A S M O へ移し替える手続きをしなければならない。この場合において、当社は、所定の機器により移し替える。

3 一体型 P A S M O を使用する旅客が、現在使用している一体型 P A S M O における記名 P A S M O の機能、I C 定期乗車券又は I C 企画乗車券の機能を、当社で発売できる I C カード乗車券に移し替える場合、P A S M O オートチャージサービス解約・カード分離申請書（様式第 6 号）を提出し、かつ、公的証明書等の呈示により記名人本人であることを証明したときは、P A S M O 取扱規則の定めにより一体型 P A S M O の払戻し及び I C カード乗車券の発売を行ったものとして、所定の機器により当該 I C カード乗車券に移し替える。ただし、当該一体型 P A S M O に付加されていた定期乗車券及び企画乗車券の機能は、払戻しをせずに当該 I C カード乗車券に移し替える。なお、一体型 P A S M O にかかわる契約に別段の定めがあるときは、その定めによる。

4 第 2 項の交換又は第 3 項の移替えを行った後、交換又は移替え前の記名 P A S M O 、I C 定期乗車券若しくは I C 企画乗車券の機能停止の取消し又は機能の復元はできない。また、移し替えた記名 P A S M O 、I C 定期乗車券又は I C 企画乗車券の機能を別の一体型 P A S M O へ移し替えることはできない。

（免責事項）

第 25 条 P A S M O の交換又は再発行により、P A S M O 裏面に刻印されたものと異なるカード番号の P A S M O を発行したことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

2 紛失した記名 P A S M O の払戻しや S F の使用等で生じた旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

3 一体型 P A S M O について、提携先に起因する旅客の損害又は提携先のサービス機能にかかわる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

4 この規則に定めのない、P A S M O を媒体としたサービス（当社が提供するものを除く。）に関して生じた使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

第 5 章 払戻し

（払戻し）

第 26 条 旅客が、P A S M O が不要となり、申請書を提出したときは、P A S M O 取扱規則の定めにより払戻しを行う。

2 旅客が、I C 定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ、公的証明書等の呈示により当該 I C 定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、定期乗車券の払戻しを請求することができる。この場合、旅客営業規程等に定める払戻しを行い、I C 定期乗車券から定期乗車券の機能のみ消去して返却する。

3 旅客が、I C 企画乗車券に付加された企画乗車券の機能が不要となった場合は以下のとおり取り扱う。

- (1) 当該 I C 企画乗車券が記名 P A S M O であった場合当社が定める申請書を提出し、かつ、公的証明書等の呈示により記名 P A S M O の記名人本人であることを証明した場合は、企画乗車券の払戻しを請求することができる。この場合、企画乗車券取扱規則等に定める払戻しを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。
- (2) 当該 I C 企画乗車券が無記名 P A S M O であった場合、旅客の申告により企画乗車券取扱規則等に定める払戻しを

行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。

- 4 旅客が、IC定期乗車券又はIC企画乗車券が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ、公的証明書等の呈示により当該IC定期乗車券又はIC企画乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、営業規程等に定める定期乗車券又は企画乗車券の払戻し及びPASMO取扱規則の定めによる記名PASMOの払戻しを行う。この場合の払戻し額は、定期乗車券又は企画乗車券の払戻し額とSF残額の合算額とする。
- 5 前項の払戻しを行う場合の手数料において、定期乗車券又は企画乗車券の払戻し額が営業規程等に定める手数料額未満のときは、その満たない額をSF残額から充当する。なお、定期乗車券又は企画乗車券の払戻し額とSF残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。

第6章 特殊取扱い

(PASMOの変更)

第27条 旅客が無記名PASMOを差し出して、記名PASMOへの変更を申し出た場合は、PASMO取扱規則の定めによりPASMOの変更を行う。なお、PASMO取扱規則の定めにより、記名PASMOから無記名PASMOへの変更はできない。

- 2 旅客がPASMO取扱規則の定めによる有効期限終了後的小児用PASMOを差し出して、大人用PASMOへの変更を申し出た場合は、PASMO取扱規則の定めによりPASMOの変更を行う。

(同一駅で出場する場合)

第28条 旅客は、ICSF乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃を支払い、当該ICSF乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。ただし、旅客がIC定期乗車券又はIC企画乗車券を使用する場合の取扱いは次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 有効期間内で券面表示区内から入場した後、券面表示区間外の任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、別途乗車となる区間の普通旅客運賃相当額を支払い、当該IC定期乗車券又はIC企画乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。
 - (2) 券面表示区間外の駅又は券面表示の有効期間の開始日前若しくは有効期間の満了日の翌日以降において入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃又は別途乗車となる区間の普通旅客運賃相当額を支払い、当該IC定期乗車券又はIC企画乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。
- 2 次の各号に該当し、乗車せずに同一駅で出場する場合は、当該入場駅の最低運賃相当額を支払い、発駅情報の消去処理を受けなければならない。
 - (1) ICSF乗車券を使用して入場した場合。
 - (2) IC定期乗車券又はIC企画乗車券を券面表示区間外の駅若しくは券面表示の有効期間の開始日前又は有効期間の満了日の翌日以降に使用して入場した場合。

(列車の運行不能の場合の取扱方)

第29条 IC定期乗車券又はIC企画乗車券を所持し、その乗車券の有効期間内に券面表示区内を乗車する旅客が、改札機等による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合、付加されている乗車券については営業規程等に定める取扱いによる。

- 2 旅客が次の各号のいずれかに当てはまるICカード乗車券を所持し、改札機等による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、ア又はイの取扱いを選択の上請求することができる。

- (1) ICSF乗車券
 - (2) SFをチャージした券面表示区間外若しくは券面表示の有効期間の開始日前又は有効期間の満了日の翌日以降のIC定期乗車券
 - (3) SFをチャージした券面表示区間外若しくは券面表示の有効期間の開始日前又は有効期間の満了日の翌日以降のIC企画乗車券
- ア 発駅まで無賃送還をするとき
乗車区間の旅客運賃は收受せず、無賃送還後、発駅での出場時に当該ICカード乗車券の発駅情報の消去処理を行う。ただし、無賃送還中の途中駅で下車した場合は、イの取扱いを適用する。
- イ 発駅に至る途中駅まで無賃送還したとき又は当該駅で旅行を中止したとき
発駅から途中駅又は当該駅までの片道普通旅客運賃相当額を、途中駅又は当該駅においてICカード乗車券のSF残額から減額する。

第8章 ICカードの相互利用

(ICカードの相互利用)

第30条 株式会社パスモが相互利用を行う以下のICカードについては、第3条第1項第1号に定めるICカード乗車券として取り扱うこととし、本規則を準用する。

- (1) 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Suica」
- (2) 東京モノレール株式会社が発行する「モノレールSuica」
- (3) 東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「りんかいSuica」
- (4) 北海道旅客鉄道株式会社が発行する「Kitaca」
- (5) 株式会社名古屋交通開発機構が発行する「マナカ」
- (6) 株式会社エムアイシーが発行する「manaca」
- (7) 東海旅客鉄道株式会社が発行する「TOICA」

- (8) 株式会社スルッとKANSAIが発行するICカード
- (9) 西日本旅客鉄道株式会社が発行する「ICOCA」(10) 福岡市交通局が発行する「はやかけん」

(11) 株式会社ニモカが発行する「nimoca」

(12) 九州旅客鉄道株式会社が発行する「SUGOCA」

2 前項で定める一部のICカード乗車券について、ICカード乗車券を処理する機器で使用できない場合がある。

3 第1項に定めるICカード乗車券において、この規則に定めのない事項については、法令、当社の営業規程及び第1項に規定する各ICカードを発行する事業者の規則（以下、「ICカード発行事業者規則」という。）の定めるところによる。

（ICカードの相互利用において取り扱わない業務）

第31条 前条にかかわらず、次の各号に定めるICカード乗車券においては、それぞれ各号に定める取扱いは行わない。

(1) 前条第1項第1号から第3号に定めるICカード乗車券について

ア 第11条（発売）

イ 第13条第4項（SF残額及び残額履歴の確認）

ウ 第18条第2項（再印字）

エ 第19条第2項（記名PASMOの個人情報変更）

オ 第22条（紛失再発行）、ただし本条に定める再発行整理票交付手続きは行う。

カ 第23条（障害再発行）、ただし本条に定める再発行整理票交付手続きは行う。

キ 第24条（PASMOの交換及び移替え）

ク 第26条（払戻し）

ケ 第27条（PASMOの変更）

(2) 前条第1項第4号から第12号に定めるICカード乗車券について

ア 第11条（発売）

イ 第13条第4項（SF残額及び残額履歴の確認）

ウ 第18条第2項（再印字）

エ 第19条第2項（記名PASMOの個人情報変更）

オ 第22条（紛失再発行）

カ 第23条（障害再発行）

キ 第24条（PASMOの交換及び移替え）

ク 第26条（払戻し）

コ 第27条（PASMOの変更）

（相互利用におけるICカード発行事業者規則に基づく取扱い）

第32条 以下の取扱いについては第30条第1項に規定するICカード発行事業者において、ICカード発行事業者規則の定めるところにより取り扱う。

(1) 第7条に規定する個人情報の取扱い

(2) 第20条により無効となったカードの取扱い

第4編 雜則

第33条 この規則の改廃は、りん議文書により取締役決裁で行う。ただし、形式的な改正等の軽微な改正は、規程類管理規程（平成16年4月社達第19号）第6条第2項に定めるところによる。

附 則（平成19年4月営業部達第4号）

この規則は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年4月営業部達第2号）

この規則は、平成20年3月15日から適用する。

附 則（平成20年6月営業部達第9号）

この規則は、平成20年6月14日から施行する。

附 則（平成20年7月営業部達第16号）

この規則は、平成20年6月14日から適用する。

附 則（平成21年3月営業部達第52号）

この規則は、平成21年3月14日から施行する。

附 則（平成22年3月営業部達第28号）

この規則は、平成22年3月13日から適用する。

附 則（平成23年8月営業部達第9号）

（適用日）

1 この規則は、平成23年3月12日から適用する。

（経過措置）

2 この規則の適用日から8月5日までの間に使用する様式第1号については、同様式中「お支払い方法」欄における「クレジットカード」とあるのは「To Me CARD」とする。

附 則（平成24年3月営業部達第35号）

この規則は、平成24年3月17日から施行する。

附 則（平成25年3月営業部達第45号）

この規則は、平成25年3月23日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第2の改正規定 平成25年3月16日

(2) 別表第1に「関東鉄道株式会社」を加える改正規定平成25年3月31日

附 則（平成26年3月営業部達第41号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月営業部達第32号）

この規則は、平成27年2月10日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1 富士急行株式会社 平成27年3月14日施行

(2) 別表第1 日東交通株式会社 平成27年3月21日施行

附 則（平成28年3月営業部達第43号）

この規則は、平成28年3月26日から施行する。

附 則（平成30年3月営業部達第53号）

この規則は、平成30年3月17日から適用する。

別表第1（第3条関係） IC取扱事業者
(IC鉄道事業者)

伊豆箱根鉄道株式会社、江ノ島電鉄株式会社、小田急電鉄株式会社、関東鉄道株式会社、京王電鉄株式会社、京成電鉄株式会社、京浜急行電鉄株式会社、埼玉高速鉄道株式会社、相模鉄道株式会社、首都圏新都市鉄道株式会社、新京成電鉄株式会社、西武鉄道株式会社、多摩都市モノレール株式会社、千葉都市モノレール株式会社、東京急行電鉄株式会社、東京地下鉄株式会社、東京都交通局、東武鉄道株式会社、東葉高速鉄道株式会社、箱根登山鉄道株式会社、北総鉄道株式会社、株式会社舞浜リゾートライン、株式会社ゆりかもめ、横浜高速鉄道株式会社、横浜市交通局、株式会社横浜シーサイドライン、伊豆急行株式会社、埼玉新都市交通株式会社、東京モノレール株式会社、東京臨海高速鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、富士急行株式会社

別表第1号
(ICバス事業者)

伊豆箱根バス株式会社、株式会社江ノ電バス横浜、株式会社江ノ電バス藤沢、小田急バス株式会社、小田急シティバス株式会社、神奈川中央交通株式会社、神奈川中央交通東株式会社、神奈川中央交通西株式会社、川崎市交通局、川崎鶴見臨港バス株式会社、関東鉄道株式会社、関東バス株式会社、京王電鉄バス株式会社、京王バス東株式会社、京王バス中央株式会社、京王バス南株式会社、京王バス小金井株式会社、京成バス株式会社、千葉中央バス株式会社、千葉海浜交通株式会社、千葉内陸バス株式会社、東京ベイシティ交通株式会社、ちばフローワーバス株式会社、ちばレインボーバス株式会社、ちばシティバス株式会社、ちばグリーンバス株式会社、京成タウンバス株式会社、京成トランジットバス株式会社、京成バスシステム株式会社、成田空港交通株式会社、京浜急行バス株式会社、羽田京急バス株式会社、横浜京急バス株式会社、湘南京急バス株式会社、国際興業株式会社、小湊鐵道株式会社、相鉄バス株式会社、西武バス株式会社、西武観光バス株式会社、立川バス株式会社、株式会社シティバス立川、千葉交通株式会社、東急バス株式会社、株式会社東急トランセ、東京空港交通株式会社、株式会社リムジン・パッセンジャーサービス、東京都交通局、東武バスセントラル株式会社、東武バスウエスト株式会社、東武バスイースト株式会社、東武バス日光株式会社、朝日自動車株式会社、茨城急行自動車株式会社、国際十王交通株式会社、川越観光自動車株式会社、阪東自動車株式会社、西東京バス株式会社、日東交通株式会社、鴨川日東バス株式会社、館山日東バス株式会社、箱根登山バス株式会社、小田急箱根高速バス株式会社、日立自動車交通株式会社、富士急行株式会社、株式会社フジエクスプレス、富士急湘南バス株式会社、富士急山梨バス株式会社、富士急シティバス株式会社、富士急静岡バス株式会社、船橋新京成バス株式会社、松戸新京成バス株式会社、平和交通株式会社、あすか交通株式会社、西岬観光株式会社、山梨交通株式会社、山交タウンコーチ株式会社、横浜市交通局、横浜交通開発株式会社、ジェイアールバス関東株式会社

別表第2（第3条関係）

(1) 当社線と他のIC鉄道事業者線との乗継割引区間においていったん改札を出る場合の接続駅

乗継割引区間 (当社線)	接続駅	乗継割引区間 (他のIC鉄道事業者線)
表参道、外苑前、青山一丁目、明治神宮前、代々木公園、乃木坂、北参道各駅	渋谷	(東急線) 代官山、中目黒、池尻大橋、三軒茶屋各駅
田原町、稻荷町各駅	浅草	(東武線) とうきょうスカイツリー・東向島間各駅、小村井駅
新大塚、茗荷谷、千川、要町、東池袋、護国寺、雑司が谷、西早稲田各駅	池袋	(東武線) 北池袋・中板橋間各駅
新宿御苑前、新宿三丁目、西新宿、中野坂上、新中野、中野新橋、東新宿、北参道各駅	新宿	(小田急線) 南新宿・代々木上原駅間各駅
新宿御苑前、新宿三丁目、西新宿、中野坂上、新中野、中野新橋、東新宿、北参道各駅	西武新宿	(西武線) 高田馬場・中井駅間各駅
中野、落合、早稲田、神楽坂各駅	高田馬場	(西武線) 西武新宿駅、下落合・新井薬師間各駅
新大塚、茗荷谷、千川、要町、東池袋、護国寺、雑司が谷、西早稲田各駅	池袋	(西武線) 椎名町、東長崎各駅
新宿御苑前、新宿三丁目、西新宿、中野坂上、新中野、中野新橋、東新宿、北参道各駅	新宿	(京王線) 初台・笹塚間各駅
表参道、外苑前、青山一丁目、明治神宮前、代々木公園、乃木坂、北参道各駅	渋谷	(京王線) 神泉・東松原間各駅
南千住、綾瀬、北千住、西日暮里、千駄木各駅	町屋	(京成線) 日暮里、新三河島、千住大橋、京成閑屋各駅
錦糸町、住吉各駅	押上	(京成線) 京成曳舟、八広各駅

別表第2（第3条関係）

(2) 当社線と東京都交通局が運営する都営地下鉄線との間においていったん改札を出る場合の接続駅

浅草、上野広小路・上野御徒町、日本橋、新橋、青山一丁目、後楽園・春日、本郷三丁目、淡路町・小川町、大手町、新宿三丁目、新宿・新宿西口、中野坂上、仲御徒町・上野御徒町、秋葉原・岩本町、人形町、東銀座、日比谷、日比谷・有楽町、六本木、飯田橋、九段下、門前仲町、新御茶ノ水・小川町、市ヶ谷、月島、神保町、水天宮前・人形町、清澄白河、住吉、押上、麻布十番、東新宿

別表第3
普通旅客運賃表（1円単位運賃）

2018年5月現在(単位:円)		東京メトロ線各駅間普通旅客運賃(1円単位)		東京地下鉄株式会社	
1	2	3	4	5	6

様式第1号（第11条、第19条、第30条関係） PASMO・定期乗車券購入申込書

(1) 定期券発売所用

表

→ 裏面が記入欄です。

東京地下鉄バス株式会社	<p align="center">PASMO・定期券購入申込書 (兼個人情報変更申込書)</p> <p align="center">以下の「個人情報の取扱い」、PASMO取扱規則及び当社の旅客営業規程・ICカード乗車券取扱規則に同意し、申し込みます。</p> <p>●記名PASMOの購入、無記名PASMOから記名PASMOへの変更、記名PASMOの個人情報変更をするお客さまの場合</p> <p>○記名PASMOに関して記入していただいた個人情報は(株)バスモで管理します。 ○お客さまに記入していただいた個人情報の利用目的は次のとおりです。 ①記名PASMOの購入・変更・払いもどし等のお申込内容の確認 ②(株)バスモから連絡する必要がある場合の連絡先の確認(記名PASMOの拾得時等) ③PASMO取扱規則及び当社の旅客営業規程・ICカード乗車券取扱規則に基づく記名PASMOにかかるサービスの実施及び改善 ○(株)バスモは、記入していただいた個人情報を、上記利用目的の範囲内で、PASMOの取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、その事業者に知らせることができます。 ○(株)バスモは、(株)バスモと相互利用を行うICカードの発行事業者との間で、小児用ICカード発売にかかるお申込内容の確認を目的として、個人情報のみ氏名、生年月日、性別、電話番号の共同利用を行います。当該情報の管理について責任を有する者は、東日本旅客鉄道(株)とします。</p> <p>●PASMO定期券、磁気定期券をご購入のお客さまの場合</p> <p>○定期券に関して記入していただいた個人情報は当社で管理します。 ○お客さまに記入していただいた個人情報の利用目的は次のとおりです。 ①定期券の購入・変更・払いもどし等のお申込内容の確認 ②当社から連絡する必要がある場合の連絡先の確認(定期券の拾得時等) ○当社は、記入していただいた個人情報を、上記利用目的の範囲内で、定期券の取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、その事業者に知らせることができます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">取扱事業者 記入欄</td> <td style="width: 85%;"> 小児用PASMO発売時/ 個人情報変更時 (本人確認使用書類) </td> <td style="width: 85%;"> <input type="checkbox"/>運転免許証 <input type="checkbox"/>旅券 <input type="checkbox"/>身体障害者手帳・知的障害者療育手帳 <input type="checkbox"/>精神障害者保健福祉手帳(写真付) <input type="checkbox"/>健康保険等の被保険者証 <input type="checkbox"/>外国人登録証明書(在留カードまたは特別永住者証明書) <input type="checkbox"/>学生証(写真付) <input type="checkbox"/>社員証(写真付) <input type="checkbox"/>住民基本台帳カード(写真付) <input type="checkbox"/>運転経歴証明書 </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">記事欄</td> <td></td> </tr> </table>	取扱事業者 記入欄	小児用PASMO発売時/ 個人情報変更時 (本人確認使用書類)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳・知的障害者療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳(写真付) <input type="checkbox"/> 健康保険等の被保険者証 <input type="checkbox"/> 外国人登録証明書(在留カードまたは特別永住者証明書) <input type="checkbox"/> 学生証(写真付) <input type="checkbox"/> 社員証(写真付) <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(写真付) <input type="checkbox"/> 運転経歴証明書		記事欄	
取扱事業者 記入欄	小児用PASMO発売時/ 個人情報変更時 (本人確認使用書類)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳・知的障害者療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳(写真付) <input type="checkbox"/> 健康保険等の被保険者証 <input type="checkbox"/> 外国人登録証明書(在留カードまたは特別永住者証明書) <input type="checkbox"/> 学生証(写真付) <input type="checkbox"/> 社員証(写真付) <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(写真付) <input type="checkbox"/> 運転経歴証明書					
	記事欄						

裏

お申込み内容に「○」をしてください。						
購 入			変 更			
<input type="radio"/> 磁気定期乗車券 <input type="radio"/> PASMO定期乗車券 <input type="radio"/> 記名PASMO (定期乗車券なし)		<input type="radio"/> 磁気定期乗車券 ↓ PASMO定期乗車券		<input type="radio"/> 無記名PASMO 記名PASMO <input type="radio"/> ご登録内容変更		
-既にPASMOをお持ちの場合は、無記名PASMOまたは定期券記名人と同一記名人のPASMOをご提出ください。 -お客様のお名前(カタカナでフルネームをご記入ください。箇点は1文字とし、姓と名の間にスペースを入れてください。) -公的証明書に記載のお名前をご記入下さい。(異なる場合、再発行等の各種手続きができないことがあります。) -PASMOと定期乗車券の記名人は同一でなければなりません。						
種類	おとな用・こども用					
オナマエ						
生年月日	西暦 明治・大正・昭和・平成		年	月	日	
電話番号 (左詰で“-”なし)			性別	男・女	年齢 才	
チャージを希望される場合はご記入ください。 (10円単位で2万円まで)						
チャージ額 0円						
区間	駅から		使用開始日	年 月 日から		
	駅まで			1か月	3か月	6か月
乗換・経由			区分	新規・継続		
				お支払い方法	現金・クレジットカード	
種類	通勤・通学・東京メトロ全線		通学定期乗車券を購入する場合は下記にご自宅のご住所をご記入ください 通学の場合はいずれか <input type="checkbox"/> 小学・中学・高校 <input checked="" type="checkbox"/> 大学・専門・その他			

たて9.05cm よこ18.0cm

様式第1号（第11条、第19条関係）PASMO購入申込書兼個人情報変更申込書

(2) 駅用

株式会社バスモ
東京地下鉄株式会社

**PASMO購入申込書
(兼個人情報変更申込書)**

1. この申込書は折ったり曲げたりしないでください。
2. 必要事項を記入し、該当事項を「〇」でかこんでください。

以下の「個人情報の取扱い」、PASMO取扱規則及び当社の旅客営業規程・ICカード乗車券取扱規則に同意し、申し込みます。

●記名PASMOの購入、無記名PASMOから記名PASMOへの変更、記名PASMOの個人情報変更をするお客様の場合

○記名PASMOに関して記入していただいた個人情報は(株)バスモで管理します。

○お客様に記入していただいた個人情報の利用目的は、次のとおりです。
 ①記名PASMOの購入・変更・払いもどし等のお申込内容の確認
 ②(株)バスモから連絡する必要がある場合の連絡先の確認(記名PASMOの拾得時等)
 ③PASMO取扱規則及び当社の旅客営業規程・ICカード乗車券取扱規則に基づく記名PASMOにかかるサービスの実施及び改善

○(株)バスモでは、記入していただいた個人情報を、上記利用目的の範囲内で、PASMOの取扱いを行う鉄道・バス事業者の照会に応じて、その事業者に知らせることができます。

○(株)バスモでは、(株)バスモと相互利用を行うICカードの発行事業者との間で、小児用ICカード発売にかかるお申込内容の確認を目的として、個人情報のうち氏名、生年月日、性別、電話番号の共同利用を行います。
 当該情報の管理について責任を有するものは、東日本旅客鉄道(株)とします。

○公的証明書に記載されている氏名をご記入されなかった場合、記名PASMOの再発行、個人情報の修正、払いもどし及び紛失カード発見時のデボジット返却はできません。

申込年月日 年 月 日

お申込み内容の該当項目に「〇」を記入してください。

記名PASMOの購入	PASMOの変更			
<input type="checkbox"/> おとな用	<input type="checkbox"/> 子ども用	<input type="checkbox"/> 無記名PASMO → 記名PASMO		<input type="checkbox"/> PASMOのご登録内容変更
「オナマエ」には氏名(カタカナ・アルファベット等)をフルネーム・左詰めでご記入ください。 漢字等は1文字とし、姓と名の間にスペースを入れてください。				
オナマエ				
電話番号(市外局番から)または携帯電話番号を左詰めでご記入ください。				
電話番号				
購入金額は1,000円単位20,000円までです。 購入金額にはデボジット500円を含みます。				
PASMO 購入金額				
年月日	西暦・明治 大正・昭和・平成	年	月	日
性別				
男・女				

記名PASMO(大人用)の購入、無記名PASMO→記名PASMO(大人用)への変更は本人確認不要

2018.3.17

取扱事業者	東京地下鉄株式会社	取扱箇所
本人確認に 使用した書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳(写真付)
	<input type="checkbox"/> 個人番号カード(写真付)	<input type="checkbox"/> 在留カードまたは特別永住者証明書
	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳・知的障害者療育手帳	<input type="checkbox"/> 社員証(写真付)
	<input type="checkbox"/> 健康保険等の被保険者証	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(写真付)
	<input type="checkbox"/> 学生証(写真付)	<input type="checkbox"/> 運転経歴証明書
	<input type="checkbox"/> 旅券(パスポート)	
記事欄		

係員記入欄

取扱者
(印)

表

株式会社パスマ
東京地下鉄株式会社

PASMO再発行・払い戻し・定期券消去申請書

以下の内容、PASMO取扱規則及び当社の旅客営業規程・ICカード乗車券取扱規則に同意し、申請します。

◇PASMOに関する個人情報の取扱い

- 本申請書に記載された個人情報は、払い戻しや再発行の手続きに必要な申請内容を確認するために使用いたします。
- 当社または(株)パスマでは、入力していただいた個人情報を、今後、上記利用目的の範囲内で取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、その事業者に知らせることができます。

◇紛失再発行に関する注意事項

- 紛失再発行の手続きの後、使用停止情報がすべてのICカード対応機器に配信されるまでの間に使用された、PASMOに記載されている一切の金銭的価値等に関しては、(株)パスマ、当社またはPASMO取扱事業者に補償を求めないこと。
- 紛失したPASMOを紛失再発行の手続き後に発見した場合であっても、再発行の手続きは取り消せないこと。なお、クレジットカード等のその他の機能と一体となったPASMO(以下「一体型」という。)を除き、発見したPASMOと引替えに、デボジットは返却します。
- 翌日以降、整理票に記載されたPASMO取扱事業者の窓口において、所定の再発行手数料およびデボジットを支払い、再発行されたPASMOを受け取ること。なお、一体型については、再発行用の媒体を持参し、デボジットは支払わないこと。
- 再発行されたPASMOの受け取りの際、本人確認のための証明書を提示し整理票を提出すること。なお、一体型については、再発行媒体にかかる通知も提示すること。

◇障害再発行に関する注意事項

- 再発行されたPASMOを受け取るまでの間に定期券または企画券区間を乗車する場合は、障害となったPASMOと整理票を係員に提示して乗車すること。代用証を発行された場合は、代用証を提示して乗車すること。
- 翌日以降、整理票に記載されたPASMO取扱事業者の窓口において、再発行されたPASMOを受け取ること。なお、クレジットカード等のその他の機能と一体となったPASMO(以下「一体型」という。)については、再発行用の媒体を持参すること。
- 再発行されたPASMOの受け取りの際、障害となったPASMO(一体型を除く)と整理票を提出すること。代用証を発行された場合は、あわせて提出すること。なお、一体型については、障害となった媒体と再発行媒体にかかる通知を提示すること。

◇払い戻しに関する注意事項

- PASMOを払い戻す場合は、当社で払い戻しうける乗車券類のみ取り扱い、当社で取扱いできない鉄道定期券・鉄道企画券・バス定期券・バス1日乗車券等の乗車券類については、その金銭的価値等を放棄すること。ただし、定期券・企画券の取り扱えない機器においては、鉄道定期券・企画券を含む払い戻しは行わない。また、放棄した乗車券類の払い戻しを(株)パスマ、当社またはPASMO取扱事業者に請求しないこと。払い戻しをした場合、PASMOの復元および払い戻しの取消しは一切できること。
- クレジットカード等のその他の機能と一体となったPASMOを払い戻す場合、その機能の利用約款等に基づき、その機能もあわせて解約される場合があること。

◇鉄道定期券・企画券の消去に関する注意事項

- 鉄道定期券・企画券情報を消去する場合、一度消去した情報の復元はできること。
- 消去した定期券・企画券の運賃の払い戻しを当社、(株)パスマまたはPASMO取扱事業者に請求しないこと。

◇Suicaに関する取扱い

Suicaについては、紛失再発行・障害再発行の手続きのみ行います。この場合、PASMOに準じた取扱いとなり、上記の内容におけるPASMOはSuica、(株)パスマまたはSuica発行事業者と読み替えます。なお、一部再発行の手続きができないSuicaがあります。

申請内容については裏面に記載ください。▼

申込年月日 年 月 日

※申請内容を「○」で囲んでください。

ご希望の手続きについてご記入ください。

再発行	①再発行の種別 紛失 (なくしたとき) 障害 (にわれたとき)	②ICカードの種類 PASMO Suica (再発行登録できない Suicaもあります。)	③定期券・企画券の有無 鉄道定期券・企画券 あり 有効期限切れ なし バス定期券 あり 有効期限切れ なし	④クレジットカードまたは 身分証明書と1枚になった カード(一体型)ですか? はい いいえ
払いもどし	カードが 不要の場合 カード	定期券・企画券のみ 不要の場合 定期券・企画券 情報のみ (ICカードはお返さずに 返却いたします。)	紛失再発行済みの PASMOが見つかった場合 紛失PASMO発見 デボジット返却	定期券・企画券 消去する場合 払いもどし額はありません。

【無記名PASMO】に関する手続の場合は、これより下の記入は不要です。

(跨吉再発行登録の際は、ご連絡を差し上げる必要が生じた場合のため、「オナマエ」「電話番号」の記入にご協力お願いします。)

※「オナマエ」にはICカードに登録したとおりの氏名(カタカナ・アルファベット等)をフルネーム・左詰めでご記入ください。
濁点等は1文字とし、姓と名の間にスペースを入れてください。

オナマエ		
生年月日	西暦・明治 大正・昭和・平成	年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日

※ICカードに登録した電話番号をご記入ください。登録していない場合は、「登録なし」にチェックしてください。

電話番号	<input type="checkbox"/> 登録なし	性別 男・女
------	-------------------------------	--------

*左詰めでご記入ください。
※定期券・企画券がある場合(有効期限切れを含む)、以下にご記入ください。

	発行事業者	定期券の区間 または 企画券名	経由	有効期間
鉄道定期券		~		(1ヶ月)(3ヶ月)(6ヶ月) (その他)(年 月 日から 年 月 日まで)
鉄道企画券				年 月 日から 日間
バス定期券				

(印または右欄を記入ください。)

受け取り確認	領収額 円 <input type="text"/>
--------	----------------------------

障害再発行登録、払いもどし(無記名)、企画券情報消去(無記名)は本人確認不要

2018.3.17

取扱事業者	東京地下鉄株式会社	取扱箇所
本人確認に 使用した書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード(写真付) <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳・知的障害者療育手帳 <input type="checkbox"/> 健康保険等の被保険者証 <input type="checkbox"/> 学生証(写真付) <input type="checkbox"/> 旅券(パスポート)	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳(写真付) <input type="checkbox"/> 在留カードまたは特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 社員証(写真付) <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(写真付) <input type="checkbox"/> 運転経歴証明書
券番号	P B J E	

紛失再発行登録の場合:「一体型か?」「オナマエ」「生年月日」「電話番号」「性別」「定期券・企画券情報」の完全一致を確認したか? チェック

係員記入欄

取扱者
印

様式第3号（第22条関係） 紛失再発行整理票

(1) 窓口処理機用

ア PASMO「記名ICカード」

紛失再発行整理票		イ PASMO「IC定期乗車券」	
【PASMO】		【PASMO】	紛失再発行整理票
取扱年月日	9999年99月99日	取扱年月日	9999年99月99日
時刻	99時99分	時刻	99時99分
整理番号	PB999-9999-9999-9999	整理番号	PB999-9999-9999-9999
■再発行時は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。		■再発行時は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。	
【取扱窓口】	<u>最寄のPASMO取扱鉄道事業者</u>	【取扱窓口】	<u>PPPPPPPPPP事業者</u>
■再発行の際は、以下をご持参ください。		■再発行の際は、以下をご持参ください。	
・本整理票		・本整理票	
・再発行手数料		・再発行手数料	
・再発行するカードのデボジット代		・再発行するカードのデボジット代	
・公的証明書等(免許証など)		・公的証明書等(免許証など)	
※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。		※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。	
■再発行は、本整理票発行日の翌日から14日以内に行うことができます。14日を過ぎた場合は、再度お申し込みください。		■再発行は、本整理票発行日の翌日から14日以内に行うことができます。14日を過ぎた場合は、再度お申し込みください。	
■鉄道・バス乗車券、電子マネーの利用停止処置のみ行いました。		■鉄道・バス乗車券、電子マネーの利用停止処置のみ行いました。	
■再発行のお申込みは、取消できません。		■再発行のお申込みは、取消できません。	
■再発行のお申込み後に紛失したカードを発見されても、そのカードは使用できません。新しいカードの再発行後、最寄りのPASMO取扱事業者の窓口にお持ちください。引換えにデボジット代を返却いたします。		■再発行のお申込み後に紛失したカードを発見されても、そのカードは使用できません。新しいカードの再発行後、最寄りのPASMO取扱事業者の窓口にお持ちください。引換えにデボジット代を返却いたします。	
■お申込みを行う前に生じた損害、および本整理票発行日における払いもどしやSFの使用等で生じた損害については、責任を負いかねます。		■お申込みを行う前に生じた損害、および本整理票発行日における払いもどしやSFの使用等で生じた損害については、責任を負いかねます。	
××××××××駅 窓口 99コーナ・999号機 NO. 9999 東京地下鉄株式会社		××××××××駅 窓口 99コーナ・999号機 NO. 9999 東京地下鉄株式会社	

ウ PASMO「一体型ICカード」

紛失再発行整理票		エ PASMO「一体型IC定期乗車券」	
【PASMO】[一体型]		【PASMO】[一体型]	紛失再発行整理票
取扱年月日	9999年99月99日	取扱年月日	9999年99月99日
時刻	99時99分	時刻	99時99分
整理番号	PB999-9999-9999-9999	整理番号	PB999-9999-9999-9999
■再発行時は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。		■再発行時は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。	
【取扱窓口】	<u>最寄のPASMO取扱鉄道事業者</u>	【取扱窓口】	<u>PPPPPPPPPP事業者</u>
■再発行の際は、以下をご持参ください。		■再発行の際は、以下をご持参ください。	
・本整理票		・本整理票	
・新しく受領したカード		・新しく受領したカード	
・再発行手数料		・再発行手数料	
・公的証明書等(免許証など)		・公的証明書等(免許証など)	
・ご案内状		・ご案内状	
※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください		※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください	
※再発行手数料は、再発行時に現金でお支払ください。		※再発行手数料は、再発行時に現金でお支払ください。	
■再発行は、お客様が新しいカードを受領した後に行うことができます。		■再発行は、お客様が新しいカードを受領した後に行うことができます。	
■PASMO機能(鉄道・バス乗車券、電子マネー)の利用停止処置のみ行いました。その他機能(クレジット等)の停止については各機能のお問合せ窓口へお申出ください。		■PASMO機能(鉄道・バス乗車券、電子マネー)の利用停止処置のみ行いました。その他機能(クレジット等)の停止については各機能のお問合せ窓口へお申出ください。	
■再発行のお申込みは、取消できません。		■再発行のお申込みは、取消できません。	
■再発行のお申込み後に紛失したカードを発見されてもそのカードのPASMO機能は使用できません。		■再発行のお申込み後に紛失したカードを発見されてもそのカードのPASMO機能は使用できません。	
■カードを再発行するまでの間、バス定期券をご利用される場合は、本整理票発行日の翌日以降にバス定期券発行事業者の取扱窓口まで本整理票と公的証明書をご持参ください。IC定期券代用乗車証兼PASMOお預かり書を発行いたします。		■カードを再発行するまでの間、鉄道定期券区間内またはバス定期券をご利用される場合は、本整理票発行日の翌日以降に鉄道定期券発行事業者(上記記載)の取扱窓口、バス定期券発行事業者の取扱窓口まで本整理票と公的証明書等をご持参ください。鉄道では代用定期券を、バスではIC定期券代用乗車証兼PASMOお預かり書を発行いたします。	
■お申込みを行う前に生じた損害、および本整理票発行日における払いもどしやSFの使用等で生じた損害については、責任を負いかねます。		■お申込みを行う前に生じた損害、および本整理票発行日における払いもどしやSFの使用等で生じた損害については、責任を負いかねます。	
××××××××駅 窓口 99コーナ・999号機 NO. 9999 東京地下鉄株式会社		××××××××駅 窓口 99コーナ・999号機 NO. 9999 東京地下鉄株式会社	

才 Suica 「記名 IC カード・IC 定期乗車券」

カ Suica 「一体型 IC カード・一体型 IC 定期乗車券」

紛失再発行整理票		紛失再発行整理票	
【Suica】		【Suica】[一体型]	
取扱年月日	9999年99月99日	取扱年月日	9999年99月99日
時刻	99時99分	時刻	99時99分
整理番号		整理番号	
JE999-9999-9999-9999		JE999-9999-9999-9999	
■再発行時は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。		■再発行の取扱いについては、カード紛失時のお問合わせ窓口にご確認ください。	
【取扱窓口】		■本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。	
	<u>XXXXXXXX事業者</u>	■Suica機能(鉄道・バス乗車券、電子マネー)の利用停止処置のみ行いました。その他機能(クレジット等)の停止については各機能のお問合わせ窓口へお申出ください。	
■再発行の際は、以下をご持参ください。		■再発行のお申込みは、取消できません。	
・本整理票		■再発行のお申込み後に紛失したカードを発見されても、そのカードは使用できません。新しいカードの再発行後、再発行取扱事業者の窓口にお持ちください。引換えにデボジット代を返却いたします。	
・再発行手数料		■お申込みを行う前に生じた損害、および本整理票発行日における払いもどしやSFの使用等で生じた損害については、責任を負いかねます。	
・再発行するカードのデボジット代		×××××××駅 窓口	
・公的証明書等(免許証など)		99コーナ・999号機	
※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。		NO. 9999	東京地下鉄株式会社
■再発行は、本整理票発行日の翌日から14日以内に行なうことができます。14日を過ぎた場合は、再度お申込みください。			
■鉄道・バス乗車券、電子マネーの利用停止処置のみ行いました。			
■再発行のお申込みは、取消できません。			
■再発行のお申込み後に紛失したカードを発見されても、そのカードは使用できません。新しいカードの再発行後、再発行取扱事業者の窓口にお持ちください。引換えにデボジット代を返却いたします。			
■お申込みを行う前に生じた損害、および本整理票発行日における払いもどしやSFの使用等で生じた損害については、責任を負いかねます。			
×××××××駅 窓口			
99コーナ・999号機			
NO. 9999	東京地下鉄株式会社		

(2) 定期券印刷発行機用
ア PASMO「記名 IC カード」

紛失再発行整理票		紛失再発行整理票	
<p>【PASMO】</p> <p>発行年月日 9999年99月99日</p> <p>時刻 99時99分</p> <p>整理番号 PB999-9999-9999-9999</p> <p>■再発行は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。</p> <p>【取扱窓口】</p> <p><u>最寄のPASMO取扱事業者</u></p> <p>■再発行の際は、以下をご持参ください。 •本整理票 •再発行手数料 •再発行するカードのデボジット代 •公的証明書等(免許証など) ※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。</p> <p>■再発行は、本整理票発行日の翌日から14日以内に行なうことができます。14日を過ぎた場合は、再度お申し込みください。 ■鉄道・バス乗車券、電子マネーの利用停止処置のみ行いました。 ■再発行のお申込みは、取消しできません。 ■再発行のお申込み後に紛失したカードを発見されても、そのカードは使用できません。新しいカードの再発行後、最寄のPASMO取扱事業者の窓口にお持ちください。引換えにデボジット代を返却いたします。 ■お申込みを行う前に生じた損害、および本整理票発行日における払いもどしやSFの使用等で生じた損害については、責任を負いかねます。</p> <p>×××××駅●発行・定発</p>	<p>【PASMO】</p> <p>発行年月日 9999年99月99日</p> <p>時刻 99時99分</p> <p>整理番号 PB999-9999-9999-9999</p> <p>■再発行は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。</p> <p>【取扱窓口】</p> <p><u>PPPPPPPPP事業者</u></p> <p>■再発行の際は、以下をご持参ください。 •本整理票 •再発行手数料 •再発行するカードのデボジット代 •公的証明書等(免許証など) ※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。</p> <p>■再発行は、本整理票発行日の翌日から14日以内に行なうことができます。14日を過ぎた場合は、再度お申し込みください。 ■鉄道・バス乗車券、電子マネーの利用停止処置のみ行いました。 ■再発行のお申込みは、取消しできません。 ■再発行のお申込み後に紛失したカードを発見されても、そのカードは使用できません。新しいカードの再発行後、最寄のPASMO取扱事業者の窓口にお持ちください。引換えにデボジット代を返却いたします。 ■お申込みを行う前に生じた損害、および本整理票発行日における払いもどしやSFの使用等で生じた損害については、責任を負いかねます。</p> <p>×××××駅●発行・定発</p>	<p>東京地下鉄株式会社</p>	<p>東京地下鉄株式会社</p>

ウ PASMO「一体型 IC カード」

紛失再発行整理票		紛失再発行整理票	
<p>【PASMO】[一体型]</p> <p>発行年月日 9999年99月99日</p> <p>時刻 99時99分</p> <p>整理番号 PB999-9999-9999-9999</p> <p>■再発行は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。</p> <p>【取扱窓口】</p> <p><u>最寄のPASMO取扱事業者</u></p> <p>■再発行の際は、以下をご持参ください。 •本整理票 •新しく受領したカード •再発行手数料 •公的証明書等(免許証など) •ご案内状 ※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください ※再発行手数料は、再発行時に現金でお支払いください。</p> <p>■再発行は、お客様が新しいカードを受領した後に行なうことができます。 ■PASMO機能(鉄道・バス乗車券、電子マネー)の利用停止処置のみ行いました。その他機能(クレジット等)の停止については各機能のお問い合わせ窓口へお申出ください。 ■再発行のお申込みは、取消しできません。 ■再発行のお申込み後に紛失したカードを発見されてもそのカードのPASMO機能は使用できません。 ■カードを再発行するまでの間、バス定期券をご利用される場合は、本整理票発行日の翌日以降にバス定期券発行事業者の取扱窓口まで本整理票と公的証明書等をご持参ください。IC定期券代用乗車証兼PASMOお預かり書を発行いたします。 ■お申込みを行う前に生じた損害、および本整理票発行日における払いもどしやSFの使用等で生じた損害については、責任を負いかねます。</p> <p>×××××駅●発行・定発</p>	<p>【PASMO】[一体型]</p> <p>発行年月日 9999年99月99日</p> <p>時刻 99時99分</p> <p>整理番号 PB999-9999-9999-9999</p> <p>■再発行は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。</p> <p>【取扱窓口】</p> <p><u>PPPPPPPPP事業者</u></p> <p>■再発行の際は、以下をご持参ください。 •本整理票 •新しく受領したカード •再発行手数料 •公的証明書等(免許証など) •ご案内状 ※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください ※再発行手数料は、再発行時に現金でお支払いください。</p> <p>■再発行は、お客様が新しいカードを受領した後に行なうことができます。 ■PASMO機能(鉄道・バス乗車券、電子マネー)の利用停止処置のみ行いました。その他機能(クレジット等)の停止については各機能のお問い合わせ窓口へお申出ください。 ■再発行のお申込みは、取消しできません。 ■再発行のお申込み後に紛失したカードを発見されてもそのカードのPASMO機能は使用できません。 ■カードを再発行するまでの間、鉄道定期券区間内またはバス定期券をご利用される場合は、本整理票発行日の翌日以降に鉄道定期券発行事業者(上記記載)の取扱窓口、バス定期券発行事業者の取扱窓口まで本整理票と公的証明書等をご持参ください。鉄道では代用時期定期券を、バスではIC定期券代用乗車証兼PASMOお預かり書を発行いたします。 ■お申込みを行う前に生じた損害、および本整理票発行日における払いもどしやSFの使用等で生じた損害については、責任を負いかねます。</p> <p>×××××駅●発行・定発</p>	<p>東京地下鉄株式会社</p>	<p>東京地下鉄株式会社</p>

才 Suica 「記名 IC カード・IC 定期乗車券」

カ Suica 「一体型 IC カード・一体型 IC 定期乗車券」

紛失再発行整理票		紛失再発行整理票	
【Suica】		【Suica】	【一体型】
発行年月日	9999年99月99日	発行年月日	9999年99月99日
時刻	99時99分	時刻	99時99分
整理番号		整理番号	
JE999-9999-9999-9999		JE999-9999-9999-9999	
■再発行は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。		■再発行の取扱いについては、カード紛失時のお問い合わせ窓口にご確認ください。	
【取扱窓口】	JJJJJJJJJJJ事業者	■本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。	
■再発行の際は、以下をご持参ください。		■Suica機能(鉄道・バス乗車券、電子マネー)の利用停止処置のみを行いました。その他機能(クレジット等)の停止については各機能のお問い合わせ窓口へお申出ください。	
・本整理票		■再発行のお申込みは、取消できません。	
・再発行手数料		■再発行のお申込み後に紛失したカードを発見されても、そのカードのSuica機能は使用できません。	
・再発行するカードのデボジット代		■お申込みを行う前に生じた損害、および本整理票発行日における払いもどしやSFの使用等で生じた損害については、責任を負いかねます。	
・公的証明書等(免許証など)			
※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。			
■再発行は、本整理票発行日の翌日から14日以内に行なうことができます。14日を過ぎた場合は、再度お申込みください。			
■鉄道・バス乗車券、電子マネーの利用停止処置のみを行いました。			
■再発行のお申込みは、取消できません。			
■再発行のお申込み後に紛失したカードを発見されても、そのカードは使用できません。新しいカードの再発行後、再発行取扱事業者の窓口にお持ちください。引換えにデボジット代を返却いたします。			
■お申込みを行う前に生じた損害、および本整理票発行日における払いもどしやSFの使用等で生じた損害については、責任を負いかねます。			
×××××駅●発行・定発	東京地下鉄株式会社	×××××駅●発行・定発	東京地下鉄株式会社

様式第4号 (第23条関係) 障害再発行整理票

(1) 窓口処理機用

ア PASMO「無記名ICカード・記名ICカード」イ PASMO「IC定期乗車券」

障害再発行整理票		障害再発行整理票	
【PASMO】		【PASMO】	
取扱年月日	9999年99月99日	取扱年月日	9999年99月99日
時刻	99時99分	時刻	99時99分
整理番号	PB999-9999-9999-9999	整理番号	PB999-9999-9999-9999
■再発行時は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。		■再発行時は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。	
【取扱窓口】	<u>最寄のPASMO取扱鉄道事業者</u>	【取扱窓口】	<u>PPPPPPPPPP事業者</u>
■再発行の際は、以下をご持参ください。		■再発行の際は、以下をご持参ください。	
・本整理票		・本整理票	
・現在お持ちのカード		・現在お持ちのカード	
※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。		・IC定期券代用乗車証兼PASMOお預かり書(以下、「代用証」といいます。発行した場合のみご持参ください。)	
■再発行時は、本整理票発行日の翌日から14日以内に行うことができます。14日を過ぎた場合は、再度お申し込みください。		※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。	
■鉄道・バス乗車券、電子マネーの利用停止処置のみ行いました。		■再発行は、本整理票発行日の翌日から14日以内に行うことができます。14日を過ぎた場合は、再度お申し込みください。	
■再発行のお申込みは、取消できません。		■鉄道・バス乗車券、電子マネーの利用停止処置のみ行いました。	
■カードを再発行するまでの間、バス定期券をご利用される場合は、現在お持ちのカードと本整理票の他に「IC定期券内容控」をあわせて乗務員に呈示してご乗車ください。		■再発行のお申込みは、取消できません。	
×××××××駅 窓口 99コーナ・999号機 NO. 9999 東京地下鉄株式会社		×××××××駅 窓口 99コーナ・999号機 NO. 9999 東京地下鉄株式会社	

ウ PASMO「一体型ICカード」

障害再発行整理票		障害再発行整理票	
【PASMO】[一体型】		【PASMO】[一体型】	
取扱年月日	9999年99月99日	取扱年月日	9999年99月99日
時刻	99時99分	時刻	99時99分
整理番号	PB999-9999-9999-9999	整理番号	PB999-9999-9999-9999
■再発行時は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。		■再発行時は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。	
【取扱窓口】	<u>最寄のPASMO取扱鉄道事業者</u>	【取扱窓口】	<u>PPPPPPPPPP事業者</u>
■再発行の際は、以下をご持参ください。		■再発行の際は、以下をご持参ください。	
・本整理票		・本整理票	
・新しく受領したカード		・新しく受領したカード	
・現在お持ちのカード		・現在お持ちのカード	
・ご案内状		・IC定期券代用乗車証兼PASMOお預かり書(以下、「代用証」といいます。発行した場合のみご持参ください。)	
※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。		・ご案内状	
■再発行は、お客様が新しいカードを受領した後に行うことができます。		※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。	
■PASMO機能(鉄道・バス乗車券、電子マネー)の利用停止処置のみ行いました。その他機能(クレジット等)の停止については各機能のお問合わせ窓口へお申出ください。		■再発行は、お客様が新しいカードを受領した後に行うことができます。	
■再発行のお申込みは、取消できません。		■PASMO機能(鉄道・バス乗車券、電子マネー)の利用停止処置のみ行いました。その他機能(クレジット等)の停止については各機能のお問合わせ窓口へお申出ください。	
■カードを再発行するまでの間、バス定期券をご利用される場合は、現在お持ちのカードと本整理票の他に「IC定期券内容控」をあわせて乗務員に呈示してご乗車ください。		■再発行のお申込みは、取消できません。	
×××××××駅 窓口 99コーナ・999号機 NO. 9999 東京地下鉄株式会社		×××××××駅 窓口 99コーナ・999号機 NO. 9999 東京地下鉄株式会社	

オ Suica 「無記名 ICカード・記名 ICカード」

カ Suica 「IC定期乗車券」

障害再発行整理票		障害再発行整理票	
【Suica】		【Suica】	
取扱年月日	9999年99月99日	取扱年月日	9999年99月99日
時刻	99時99分	時刻	99時99分
整理番号		整理番号	
JE999-9999-9999-9999		JE999-9999-9999-9999	
■再発行時は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。		■再発行時は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。	
【取扱窓口】	<u>XXXXXXXXXX事業者</u>	【取扱窓口】	<u>XXXXXXXXXX事業者</u>
■再発行の際は、以下をご持参ください。		■再発行の際は、以下をご持参ください。	
・本整理票		・本整理票	
・現在お持ちのカード		・現在お持ちのカード	
※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。		※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。	
■再発行は、本整理票発行日の翌日から14日以内に行うことができます。14日を過ぎた場合は、再度お申し込みください。		■再発行は、本整理票発行日の翌日から14日以内に行うことができます。14日を過ぎた場合は、再度お申し込みください。	
■鉄道・バス乗車券、電子マネーの利用停止処置のみ行いました。		■鉄道・バス乗車券、電子マネーの利用停止処置のみ行いました。	
■再発行のお申込みは、取消できません。		■再発行のお申込みは、取消できません。	
■カードを再発行するまでの間、バス定期券をご利用される場合は、現在お持ちのカードと本整理票の他に「IC定期券内容控」をあわせて乗務員に呈示してご乗車ください。		■カードを再発行するまでの間、鉄道定期券区内をご利用される場合は、現在お持ちのカードの定期券内容が印字された面と本整理票(代用証を発行した場合は、代用証のみ)を係員に呈示し、バス定期券をご利用される場合は、現在お持ちのカードと本整理票の他に「IC定期券内容控」をあわせて乗務員に呈示してご乗車ください。	
××××××××駅 窓口 99コーナ・999号機 NO. 9999	東京地下鉄株式会社	××××××××駅 窓口 99コーナ・999号機 NO. 9999	東京地下鉄株式会社

キ Suica 「一体型 ICカード・一体型 IC定期乗車券」

障害再発行整理票	
【Suica】[一体型]	
取扱年月日	9999年99月99日
時刻	99時99分
整理番号	
JE999-9999-9999-9999	
■再発行の取扱いについては、カード紛失時のお問合わせ窓口にご確認ください。	
■本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。	
■Suica機能(鉄道・バス乗車券、電子マネー)の利用停止処置のみ行いました。その他機能(クレジット等)の停止については各機能のお問合わせ窓口へお申出ください。	
■再発行のお申込みは、取消できません。	
■カードを再発行するまでの間、バス定期券をご利用される場合は、現在お持ちのカードと本整理票の他に「IC定期券内容控」をあわせて乗務員に呈示してご乗車ください。	
×××××××× 定発 99コーナ・999号機 NO. 9999	東京地下鉄株式会社

(2) 定期券印刷発行機用

ア PASMO「無記名ICカード・記名ICカード」

障害再発行整理票		障害再発行整理票	
【PASMO】		【PASMO】	
発行年月日	9999年99月99日	発行年月日	9999年99月99日
時刻	99時99分	時刻	99時99分
整理番号	PB999-9999-9999-9999	整理番号	PB999-9999-9999-9999
■再発行は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。		■再発行は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。	
【取扱窓口】	<u>最寄のPASMO取扱事業者</u>	【取扱窓口】	<u>PPPPPPPPPP事業者</u>
■再発行の際は、以下をご持参ください。 ・本整理票 ・現在お持ちのカード ※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。		■再発行の際は、以下をご持参ください。 ・本整理票 ・現在お持ちのカード ・IC定期券代用乗車証兼PASMOお預かり書(以下、「代用証」といいます。発行した場合のみご持参ください。) ※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。	
■再発行は、本整理票発行日の翌日から14日以内に行うことができます。14日を過ぎた場合は、再度お申込みください。 ■鉄道・バス乗車券、電子マネーの利用停止処置のみ行いました。 ■再発行のお申込みは、取消できません。 ■カードを再発行するまでの間、バス定期券をご利用される場合は、現在お持ちのカードと本整理票の他に「IC定期券内容控」をあわせて乗務員に呈示してご乗車ください。		■再発行は、本整理票発行日の翌日から14日以内に行うことができます。14日を過ぎた場合は、再度お申込みください。 ■鉄道・バス乗車券、電子マネーの利用停止処置のみ行いました。 ■再発行のお申込みは、取消できません。 ■カードを再発行するまでの間、鉄道定期券区間内をご利用される場合は、現在お持ちのカードの定期券内容が印字された面と本整理票(代用証を発行した場合は、代用証のみ)を係員に呈示し、バス定期券をご利用される場合は、現在お持ちのカードと本整理票の他に「IC定期券内容控」をあわせて乗務員に呈示してご乗車ください。	
×××××駅●発行・定発	東京地下鉄株式会社	×××××駅●発行・定発	東京地下鉄株式会社

ウ PASMO「一体型ICカード」

障害再発行整理票		障害再発行整理票	
【PASMO】[一体型]		【PASMO】[一体型]	
発行年月日	9999年99月99日	発行年月日	9999年99月99日
時刻	99時99分	時刻	99時99分
整理番号	PB999-9999-9999-9999	整理番号	PB999-9999-9999-9999
■再発行は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。		■再発行は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。	
【取扱窓口】	<u>最寄のPASMO取扱事業者</u>	【取扱窓口】	<u>PPPPPPPPPP事業者</u>
■再発行の際は、以下をご持参ください。 ・本整理票 ・新しく受領したカード ・現在お持ちのカード ・ご案内状 ※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください		■再発行の際は、以下をご持参ください。 ・本整理票 ・新しく受領したカード ・現在お持ちのカード ・IC定期券代用乗車証兼PASMOお預かり書(以下、「代用証」といいます。発行した場合のみご持参ください。) ・ご案内状 ※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください	
■再発行は、お客様が新しいカードを受領した後に行うことができます。 ■PASMO機能(鉄道・バス乗車券、電子マネー)の利用停止処置のみ行いました。その他機能(クレジット等)の停止については各機能のお問合せ窓口へお申出ください。 ■再発行のお申込みは、取消できません。 ■カードを再発行するまでの間、バス定期券をご利用される場合は、現在お持ちのカードと本整理票の他に「IC定期券内容控」をあわせて乗務員に呈示してご乗車ください。		■再発行は、お客様が新しいカードを受領した後に行うことができます。 ■PASMO機能(鉄道・バス乗車券、電子マネー)の利用停止処置のみ行いました。その他機能(クレジット等)の停止については各機能のお問合せ窓口へお申出ください。 ■再発行のお申込みは、取消できません。 ■カードを再発行するまでの間、鉄道定期券区間内をご利用される場合は、現在お持ちのカードの定期券内容が印字された面と本整理票(代用証を発行した場合は、代用証のみ)を係員に呈示し、バス定期券をご利用される場合は、現在お持ちのカードと本整理票の他に「IC定期券内容控」をあわせて乗務員に呈示してご乗車ください。	
×××××駅●発行・定発	東京地下鉄株式会社	×××××駅●発行・定発	東京地下鉄株式会社

オ Suica 「無記名ICカード・記名ICカード」 カ Suica 「IC定期乗車券」

障害再発行整理票		障害再発行整理票	
【Suica】		【Suica】	
発行年月日	9999年99月99日	発行年月日	9999年99月99日
時刻	99時99分	時刻	99時99分
整理番号		整理番号	
JE999-9999-9999-9999		JE999-9999-9999-9999	
■再発行は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。		■再発行は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。	
【取扱窓口】	JJJJJJJJJJJ事業者	【取扱窓口】	JJJJJJJJJJJ事業者
■再発行の際は、以下をご持参ください。 ・本整理票 ・現在お持ちのカード ※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。		■再発行の際は、以下をご持参ください。 ・本整理票 ・現在お持ちのカード ・IC定期券代用乗車証兼PASMOお預かり書(以下、「代用証」といいます)発行した場合のみご持参ください。 ※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。	
■再発行は、本整理票発行日の翌日から14日以内に行うことができます。14日を過ぎた場合は、再度お申し込みください。 ■鉄道・バス乗車券、電子マネーの利用停止処置のみ行いました。 ■再発行のお申込みは、取消できません。 ■カードを再発行するまでの間、バス定期券をご利用される場合は、現在お持ちのカードと本整理票の他に「IC定期券内容控」をあわせて乗務員に呈示してご乗車ください。		■再発行は、本整理票発行日の翌日から14日以内に行うことができます。14日を過ぎた場合は、再度お申し込みください。 ■鉄道・バス乗車券、電子マネーの利用停止処置のみ行いました。 ■再発行のお申込みは、取消できません。 ■カードを再発行するまでの間、鉄道定期券区間内をご利用される場合は、現在お持ちのカードの定期券内容が印字された面と本整理票(代用証を発行した場合は、代用証のみ)を係員に呈示し、バス定期券をご利用される場合は、現在お持ちのカードと本整理票の他に「IC定期券内容控」をあわせて乗務員に呈示してご乗車ください。	
×××××駅●発行・定発	東京地下鉄株式会社	×××××駅●発行・定発	東京地下鉄株式会社

キ Suica 「一体型ICカード・一体型IC定期乗車券」

障害再発行整理票	
【Suica】[一体型]	
発行年月日	9999年99月99日
時刻	99時99分
整理番号	
JE999-9999-9999-9999	
■再発行の取扱いについては、カード障害時のお問い合わせ窓口にご確認ください。	
■本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。 ■Suica機能(鉄道・バス乗車券、電子マネー)の利用停止処置のみ行いました。その他機能(クレジット等)の停止については各機能のお問い合わせ窓口へお申出ください。 ■再発行のお申込みは、取消できません。 ■カードを再発行するまでの間、バス定期券をご利用される場合は、現在お持ちのカードと本整理票の他に「IC定期券内容控」をあわせて乗務員に呈示してご乗車ください。	
×××××駅●発行・定発	東京地下鉄株式会社

ご希望のお客さまはこちらにご記入ください。
「オートチャージサービスの解約」「一体型PASMOのカード分離」を

PASMOオートチャージサービス 解約・カード分離申請書

株式会社バスモ
東京地下鉄株式会社

以下の内容、PASMO取扱規則、オートチャージサービス取扱規則及び当社の旅客営業規程・ICカード乗車券取扱規則に同意し、申請します。

◆ PASMO-PASMOオートチャージサービスに関する個人情報の取扱い

1. 本申請書に記載された個人情報は、オートチャージサービスの解約やカードを分離する際の手続等に必要な申請内容を確認するために使用いたします。
2. 当社または（株）バスモでは、記入していただいた個人情報を、今後、上記利用目的の範囲内で取扱いを行う鉄道・バス事業者、ならびにクレジットカード会社からの届けに応じて知らせることができます。

◆ PASMOオートチャージサービスの解約に関する注意事項

1. オートチャージサービスの解約を行う場合、オートチャージ利用代金お支払い用のクレジットカード、またはオートチャージサービスの解約を行う一体型PASMOの利用約款等に基づき、クレジットカードの機能もあわせて解約される場合があります。
2. オートチャージサービスを解約した後、再度サービスを希望する場合には、（株）バスモに対して郵送による申込みが必要となります。ただし、上記1.に該当し、解約となったクレジットカードを決済カードとしたオートチャージサービスの再設定はできません。

◆ 一体型PASMOのカード分離に関する注意事項

1. オートチャージサービス機能付きの一体型PASMOのカード分離を行う場合、オートチャージサービスは解約となります。
2. カード分離を行うと、一体型PASMOの利用約款等に基づき、クレジットカードの機能もあわせて解約される場合があります。
3. カード分離を行った後、分離したPASMO機能とクレジットカード機能から一体型PASMOへの復元はできません。

また、分離した一体型PASMOを決済カードとしたオートチャージサービスの再設定はできません。

上記の内容に同意いただけた場合はご希望の取扱いのいずれかに○をつけ、以下の内容をご記入ください。
※個人情報は、カード内にご登録された内容をご記入ください。

PASMOオートチャージサービスの解約 一体型PASMOのカード分離

申込日 年 月 日

カード番号 PB | | | - | | | - | | | - | | |

オナマエ | | | | | | | | | | 性別 男・女

*オナマエはカタカナでフルネームで記入ください。半角英字・カタカナの間にスペースを入れて記入してください。
*どちらかに○をつけてください。

生年月日 明治 大正 昭和 平成 年 月 日

電話番号 | | | | | | | | | |

本記録が下記に記入ください。

2018.3.17

オートチャージサービス設定金額変更は本人確認不要

取扱事業者	東京地下鉄株式会社	取扱箇所
本人確認に 使用した書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード(写真付) <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳・知的障害者療育手帳 <input type="checkbox"/> 健康保険等の被保険者証 <input type="checkbox"/> 学生証(写真付) <input type="checkbox"/> 旅券(パスポート)	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳(写真付) <input type="checkbox"/> 在留カードまたは特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 社員証(写真付) <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(写真付) <input type="checkbox"/> 運転経歴証明書
記事欄		

係員記入欄

取扱者


一体型PASMO 代用磁気定期乗車券発行申請書

東京地下鉄株式会社

以下の内容及び当社の旅客営業規程・ICカード乗車券取扱規則に同意し、申請します。

定期券情報の付いた一体型PASMOを紛失されることはございません。

- ◆一体型PASMO代用磁気定期乗車券発行に関する個人情報の取扱い
1. 本申請書に記載された個人情報は、代用磁気定期乗車券発行のお手続きを行う際に必要な申請内容を確認するために使用いたします。
 2. 当社では、記入していただいた個人情報を、今後、上記利用目的の範囲内で取扱いを行う鉄道事業者からの照会に応じて知らせることがあります。

◆一体型PASMO代用磁気定期乗車券発行に関する注意事項

1. 代用磁気定期乗車券を発行した場合、一体型PASMOの定期乗車券分は再発行いたしません。
2. 代用磁気定期乗車券を紛失した場合、再度、代用磁気定期乗車券の再発行はいたしません。
3. PASMOに発行替えした場合、当該PASMOの定期乗車券部分やチャージ残額を一体型PASMOへ移し替えることはできません。

上記の内容に同意いただける場合は、以下の内容をご記入ください。

オナマエ

性別

男 女

*「オナマエ」はカタカナでフルネームでご記入ください。

*どちらかに○をつけてください。

生年月日

明治 大正 昭和 平成

年 月 日

電話番号

*左詰めでご記入ください。

定期券情報	定期券区間		～
	経由・乗換		
	有効期間	1ヶ月	3ヶ月

*以下は係員が記入します。

取扱事業者	東京地下鉄株式会社		取扱箇所
<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳・知的障害者療育手帳 <input type="checkbox"/> 健康保険等の被保険者証 <input type="checkbox"/> 学生証(写真付) <input type="checkbox"/> 旅券	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳(写真付) <input type="checkbox"/> 外国人登録証明書(在留カードまたは特別永住者証明書) <input type="checkbox"/> 社員証(写真付) <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(写真付) <input type="checkbox"/> 運転経歴証明書		
記事欄			

取扱者 